

会 議 録

会議の名称	第2回 和泉市自治基本条例案再検討委員会
開催日時	平成22年3月30日(火) 午前9時30分~午前11時30分
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室
出席者	山下委員長、高橋副委員長、飯坂委員、北村委員、藤原(宏)委員、溝川委員、若島委員、久委員、前田委員、辻本委員、新田委員、大平委員、池辺委員、石川委員、中井委員、藤原(明)委員、事務局(桜井室長、立石担当課長、濱田主幹、北野主幹、鶴谷)
会議の議題	和泉市自治基本条例案 議論ポイントについて
会議録の 作成方法	全文記録 要点記録
記録内容の 確認方法	会議の議長の確認を得ている 出席した構成員全員の確認を得ている その他( )
その他の必要 事項	傍聴者 3人
会 議 内 容 (発言内容、結論等)	
別 紙 の と お り	

会議の要旨

○(事務局)第2回の和泉市自治基本条例案再検討委員会を開催させていただく。本日、松田委員と藤原敬三委員は、都合により欠席の連絡をいただいている。委員長、進行をお願いします。

○(委員長)前回の会議録の確認をする。資料-1、会議録について修正等はないか。

(「なし」の声あり)

○(委員長)これで承認し、公開するものとする。続いて、議論・ポイントに対する意見交換に移る。事務局から、委員からいただいた意見について、概要説明願う。

○(事務局)提出意見について、資料2に基づいて説明する。前回の8項目を中心に意見をいただいたが、中には8項目以外のものもあった。

1番目の前文の表現について。現行どおりという意見が2人、修正するという意見が5人。そのうち削除が2人、具体的な修正案をいただいたのが3人であった。

2番目の第2条「位置付け」について。自治基本条例の位置付け、最高規範性について、現行どおりが3人、修正案が3人であった。

第3条「用語の定義」。市民の定義については、現行どおりが2人、修正案が4人であった。この項では、8項目の中にはなかったが、まちづくりの定義について、修正案が1人からあった。

第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」。修正案が1人。

第8条「市民の権利」。追加の修正が1人。

第9条「市民の責務」。追加の修正として、1人から修正案をいただいている。

第10条「子どもの権利」。子どもの権利規定の必要性、表現方法について、現行どおりが2人、削除が1人、修正が2人あった。

第12条「議会の役割及び責務」は、修正が1人。

第14条「市長の責務」は、修正が1人。

第17条「市民相互の意見交換」は、修正が1人。

第19条「総合計画」は、修正が1人。

第23条「意見、要望、苦情等への対応」は、修正が1人。

第32条「住民投票」。常設型住民投票制度の必要性については、常設型という意見が4人。投票権を付与する年齢については、修正意見が7人。住民発議に係る連署数については、現行どおりが2人、修正が2人であった。議会の発議については、現行

どおりが1人、追加修正意見を2人からいただいた。

第33条「市民自治推進委員会」その必要性和役割について、現行どおりが1人、削除が2人、保留が1人であった。

第34条「条例の見直し」条例の見直し規定の必要性について、現行どおりが1人、削除が1人、修正が2人であった。

「他の機関との連携」について、追加修正が1人。以上である。

○(委員長)意見交換に入る前に、事務局、今後またこういう形で出てくることは想定されるか。

○(事務局)そのような資料の作成ということか。

○(委員長)そうである。

○(事務局)また、作成させていただく。

○(委員長)それなら、現行どおりはA、修正はBというふうに決めておいたほうが見やすいのではないか。

○(事務局)了解した。そのように対応する。

○(委員長)それでは、意見交換に入る。

前文については、前回ある程度議論が出たので、最終に回すこととし、本日は第2条の最高規範性から始めていきたい。よいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長)第2条「最高規範性」について、Aの現行どおりという意見を提出された方から補足説明があればお願いします。

○(委員)今回意見を出すに当たって、市民が最初につくった提言書を読み返した。やはりそこにはこの条例を最高規範として位置づけたいという熱い思いが書かれていたので、ここは譲れないという思いで、この文章を書かせてもらった。

○(委員長)現行どおりの方が3名いるが、ほかに補足説明はないか。なければ、Bの修正という意見を提出された方からの補足説明があればお願いします。

○(委員)当初から、この条例は、憲法や自治法に定められている範囲内であっても、あえて最高規範性を明記するということであった。あらゆる条例を総合的にこの自治基本条例のもとで定め、体系を構成していく、そういう必要があると理解している。

ここに意見として書かせてもらったように、条例の位置づけとして、「基本を定めるも

の」という書き方で、当然、他の条例とも整合性を図るということで、ここで言おうとしていることは網羅できるのではないかと思うので、「最高規範性」を「基本を定めるもの」に修正と書かせてもらった。以上である。

○（委員）条例には優劣がないということなので、個人的には最高規範という言葉には抵抗があったが、第1回会議に事務局で用意してもらった他市の資料を見ると、ほとんどの市が最高規範という用語を使っている。そうすると、かえって最高規範と書くと、特色のない条例みたいになってしまうので、ちょっと工夫するほうが和泉市の特色を出せるのではないかと思い、「自治の礎」というふうに書かせてもらった。

○（委員長）他にないか。

○（委員）私はどちらかと言えば現行どおりの意見で書かせてもらっている。最高規範性というのは法制上意味がないということが議論の過程でもあった。だから、我々もそれは十分知った上で、それでも最高規範性と書きたいという気持ちで、これを入れた。一方、もし条例が制定されたときに、最高規範性を謳う、謳わないで、その後の運営にどれだけ差があるのか。例えば、ほかの条例をつくる場合、当然この自治基本条例の趣旨を最大限尊重してつくることになると思う。自治基本条例を無視してつくるということはあり得ないと思う。最高規範性が書かれているのと書かれてないのとでどれだけ実務上差が出てくるのかわかりかねている。それで、あえてこういう表現で書かせてもらった。

○（委員）私も今の委員が言った意見と同じく修正しないほうの意見である。やはりこの条例をつくる意義が大事だと思う。これまで市民委員がつくってきた中での意識をあらわしているということで、これをよりどころにしないと、横並びでこの条例があるだけと言われてしまったら、自治基本条例の意義が伝わらないと思う。その辺のイメージを表すものとして最高規範性という言葉に明記すべきという意見である。本来、言葉を入れても入れなくても変わらないのだが、その意識が大事だということで、修正しないという意見で書いた。

○（委員長）学識委員、この辺で意見を聞かせてほしい。

○（委員）これは、行政法の専門の学識委員からも、法体系上は最高規範と書こうと書くまいと一緒にであるという話はあったと思う。だから、具体的に裁判になったときには、今の法体系上は多分最高規範というものが通用しないので、例えばほかの条例が

それに齟齬があったとしても、それで云々ということはないだろうと思う。あとは、皆さんが言っているように、この条例を基本にしていくということをどういう形で宣言し、同意をしていくかということなので、そういう意味では、「最高規範」であっても、「基本を定めるもの」であっても、趣旨が十分に伝わって共有できたらいいのではないかと思う。私は、「基本を定めるもの」、「礎」、「最高規範」、どの表現であっても、本当にこの条例を中心に回していくのだということが共有できさえすればいいのではないかと思っている。

○(委員長) 学識委員の今の説明を聞いて、何かあるか。事務局、今、賛成反対だけではなく、修正もとらえてよいのだな。

○(事務局) そうである。現行どおり、あるいは、修正という意見が出ている。端的に言うと、最高規範性という文言を入れるか外すか、別の言い方をするかということになると思うが、いただいている意見で共通している点は、先ほど学識委員がおっしゃった自治基本条例を中心に回していくということの確認ができていて、その上でどういう表現を用いるかというところで意見が分かれているという整理になると考える。

○(委員長) 各委員、どうするか。一応修正案を作成するというところでよいか。今、学識委員の言ったように、「最高規範性」も「礎」もさほど変わらないという中で、一たん事務局に預け、何通りかつくってもらおうという方法でどうか。

○(事務局) 委員長、まだ全体の議論が終わってない中で、皆さん判断つきかねているようにも思われるので、とりあえず次の項に進めていって、もとに戻るといってもよいかと思う。

○(委員長) 何も方向性を決めずにのままで。

○(委員) 先ほど前文を後で議論すると言ったが、この条例をどういう気持でつくっていくかによって、最高規範性の辺りが判断されるという気がする。先にどんな気持でつくっていくのか、前文を議論して共通認識しないと、この辺の議論がしにくい。

最高規範性というルールをつくったら、やはりルールを守らなければならないので、「最高規範」、「基本を定める」、という意見も出たが、実体上どちらでも問題ないというのであれば、ルールを守るという意味から、「基本を定める」でいいのではないか。

もう一点、「整合性を図らなければならない」、この「整合性」を入れる必要があるのかどうか。僕は余りないという気がする。

○(委員)第1回目の会議で、前文の議論でなかなか前へ進まないということで、委員皆一致で最終へ回すことになったので、第2条「最高規範性」から進めたい。

いろいろ意見が出たが、それを踏まえて新たな意見はないか。

○(委員)最終的には議会の議員さんと意見をすり合わせて結論が出ると思うが、そのためには、この最高規範性についても大きく意見が分かれているわけであるから、無理に一本に絞らず、こちらの意思が伝わるように2つぐらい、こういう考え方で、こう書き込みたいというのと、実体上はほとんど変わらないから「礎」とする、こういう案もあるという並列みたいな形で、議会側に提案するという形では具合悪いのか。どうしても一本に絞らないといけないのか。

○(委員長)一応条例の素案という形で出すので、その辺はやはりこちらで責任持って決めていきたいと思う。ただ、議論になったところの整理を今しているわけであるから、さっき事務局が言った、ここを飛ばすというのは、一たん相違していても飛ばすということか。

○(事務局)さきほど委員がおっしゃったニュアンスに近いが、最高規範性は、条文全体にもかかわることなので、今ちょっと判断しづらいことについては、次の項に議論を進めて、最後に戻ってきてもよいのではというふうに考えるが、いかがか。

○(委員長)今、事務局からの案、そういう流れでどうか。よいか。

○(委員)それでいいと思う。

○(委員長)それでは、そのようにさせていただく。

それでは、次の項目に移る。

次は、第3条「用語の定義」である。現行どおり、あるいは、修正という意見がある。意見等願います。

○(委員)私は、修正の意見を出している。考え方としては、この条例に基づく市民とそうではない一般的に使われる市民とを何か区分けしなければいけないと感じたので、修正の意見を出した。文言を「市民」と「市民等」に分けて明確にしたほうが受け入れやすい、誤解を招かないと思い、修正意見を出したが、そうなると、この条例のほとんどの部分が「市民」ではなしに、「市民等」になってしまうので、かえってそれが違和感につながるかもしれないが、基本的には修正をしたほうがいいという形で意見を出している。

○(委員長)他に意見はないか。

○(委員)「まちづくり」という用語の定義が、「公共の福祉を増進するあらゆる取組をいいます」となっており、前回相当議論されたとは聞いている。しかし、私の所管する部では、「まちづくり」というのは、道路、公園、下水というふうハードのイメージが強い。

自治基本条例には、「まちづくり」という用語がたくさん出てくる。自治とは自らの問題を自ら片づけるという意味であるから、そのことを定義で明確化するために、「まちづくり」を「市民自治」というふうに変更したらどうかという案である。

○(委員長)その話は、以前出ている。

○(委員)大きくもとへ戻るということは、分かっている。

○(委員長)その辺、事務局から何か説明はあるか。

○(事務局)事務局から補足説明させていただく。

市民の定義のほうはおいておき、先にまちづくりのほうの補足説明をさせていただく。今回資料 - 、表題、「まちづくりとは???'というこで、第9回策定委員会で定義の議論する際に配付させていただいた資料を再度参考資料として配付させていただいている。

その当てもまちづくりということについていろいろ議論があった。議論の視点としては、今回の自治基本条例案は、市民の提言書をもとに作成されており、その提言の中で、まちづくりという言葉は基本用語として使われてきていたので、策定委員会としても、まちづくりという用語を用いることについては一定理解があったと思う。

ただ、まちづくりといった用語の定義をどういった説明で表記するかについては、いろんな意見交換があった。その中で、各種の条例で使われているまちづくりの定義を調べたところ、和泉市の自治基本条例で使っているまちづくりの意味合いが一番近いものが、「公共の福祉を増進するあらゆる活動」という、ハードに限定しない一番広い意味でのまちづくりという意味合いであるため、この定義を採用したと思う。

説明書き部分に、これはハードだけをさすものではないというふうなことも書くべきではないかという議論もあったが、資料の2ページ、ニセコ町などの例を出しているが、まちづくりという意味合いが非常に広いことから、個別の例示などを定義の中に入れてしまうと、それ以外のものが排除されるように見えることもあり、「公共の福

社を増進するあらゆる取組」というふうに定めたという経過がある。

「まちづくり」を「市民自治」に置きかえるということについては、今までの経過を含めた「まちづくり」の意味合いを考え合わせると、「市民自治」という概念よりも「まちづくり」という概念の方がさらに大きく、市民自治だけではなく、それらを含んだ「まちづくり」ということになるのではないかと思う。定義の説明部分の方を変えることは議論の余地があると思うが、「まちづくり」という言葉の方を変えるというのは、根幹にかかわることになる。そういったことを踏まえて審査していただきたいと考える。まちづくりについては以上である。

委員長、市民の定義も補足説明させていただいたほうがよいか。

○（委員長）市民の定義に関してもう一回。

○（事務局）市民の定義について、補足説明をさせていただく。資料 - 、平成10年に制定された和泉市情報公開条例の条文を抜粋している。

和泉市の既存の条例において、市民の定義を定めているものを事務局で一定調査したところ、ほとんどなかった。市民という言葉はほとんどの条例に出てくるが、定義は特に定められていない。唯一、男女共同参画推進条例において、市民については住んでいる人と通勤している人と通学している人というふうに定められている。

しかしながら、情報公開条例の解釈のほうには、一定市民のことが載っていたので、資料でつけている。目的を読むと、第1条、この条例は、市の保有する情報の公開について必要な事項を定め、市政に関する市民の知る権利を保障するとともに、市の市民に対する説明責任を果たすことにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって公正でより一層開かれた市政を推進することを目的とすると定められており、「市民」という言葉が出てくる。解釈の方に「市民」とは、第5条第1項（情報の公開の請求者等）に規定する者をいう、と書かれている。第5条第1項を見ると、「市民」として、（1）から（5）市の区域内に住所を有する者、市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市の区域内に存する学校に在学する者、市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、前各号に掲げるもののほか、市の機関が行う事務事業に利害関係を有するものということで、情報公開条例においては、この（1）から（5）を「市民」と規定している。

今回の自治基本条例案については、市民の権利の一つとして、まちづくりの情報を

知る権利を定めており、ほぼこの情報公開条例の市民と同じ範囲になっているというふうなことが一応確認としてある。以上である。

○(委員長)まちづくりからか。

○(事務局)どちらからでも。

○(委員長)他に意見ないか。

○(委員)いや、事務局のその説明をちょっと先にしてもらいたいと思う。男女共同情報公開の資料の説明を先にしてもらったら議論が大きくなると思う。

○(委員長)それは終わったということで。

○(委員)ああ、そう。それはまあ……。

○(委員長)まちづくりの定義を確認したいと思うので、学識委員、その辺よろしくお願ひする。

○(委員)このあたり、策定委員会ではかなり議論をしたと思うが、私も今、専門は何かと言われると、まちづくりと答えるのだが、ソフトもハードも含んだ相対的な地域をよくする活動というのがまちづくりであるということ、**「まちづくり」**をやっている人間は一定共有してやっていると**思っている**。

違う言い方をすれば、公益活動というのが**ある**と思う。要するに**地域のため、社会のために**やっている、私のためではない活動をわかりやすく**まちづくりと呼んでいる**ということだ**と思うので**、私は今の定義で**問題はない**だろう**と思う**。

あえてハードのまちづくりを分けて言うときは、大和市のまちづくり条例が典型だが、街路の街を書いて**「街づくり」**と表し、平仮名5文字で**まちづくり**と書いた場合は、かなり広義の公益に関するすべての活動を含む**ということ**で、私は違和感ないのかな**と思っている**。

○(委員長)まず、「まちづくり」からいく。修正案が出ている。

○(委員)学識委員のおっしゃられたとおりだ**と思うので**、現行どおりで私はいい**と思う**。

○(委員長)どうであるか。

○(委員)私も一緒である。

○(委員長)現行どおり。

○(委員)この修正案では、「まちづくり」はハードのイメージが定着している**というが**、

むしろ私は定着していないと思う。ソフトが入ってこそ「まちづくり」と私は認識している。学識委員からも説明があったが、まちづくりの「まち」を、漢字にするか、平仮名にするか、我々ボランティアでやっているときも議論があって、やはりソフトの部分を含めた広い意味で平仮名で「まちづくり」とするというのが、今までの流れというか、大半だと私は認識している。

○(委員) 役所内部の話であるが、以前「まちづくり政策課」という部署があった。今、「都市政策課」にかわっている。何で都市政策課にかわったかという、「まちづくり」というのは公共の福祉に取り組むあらゆる活動を意味させていたので、範囲が大きいから都市政策課にしようという形でかえたように思う。ということは、「まちづくり」というのは、今はもうハードではなしに、ソフトも含めているんな取り組みをやるという認識を役所の中の方々も持っているということになると思う。

○(委員長) 大体意見が出そろったと思うが、「まちづくり」の今の定義、公共の福祉を増進するあらゆることに取り組むということに対し、そうではないという意見があるが、ほかの委員、別にないか。

「まちづくり」については現行どおりということでよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) そしたら、そのように決定させていただく。

それでは、市民のほうに戻る。市民の定義について、何か意見等あれば、一応10時半に5分ほど休憩を入れる予定をしている。

○(委員) 市民の定義だが、総務安全委員会の意見としては、市民の範囲を、市外に住む方も含めて、事業者も含めて与えるというのはどうなのか、選挙とか、選ばれた方と区分けをすべきといった意見があったと思う。

先ほど条例の話もしていただいたが、市民というのは、何も市内に住んでる方だけをとりまえるのではなく、あらゆる活動をされている方も当然含めて、和泉市内で活動されてる方が当然まちづくりにも参加したりとか、そういう義務も発生してくるわけなので、そこを議論しておいたほうがいいのかということ、協働の範囲の部分について違和感があるのかなのかということ、そこを議論しておいたほうがいいのかと思う。

○(委員長) 他に市民の定義に意見をいただいている委員、何かあれば願います。

事務局、市民の定義のもともとのスタンスを説明願う。

○(事務局)もともとのスタンスは、市民というのは、この定義に定めているように、和泉市のまちをよくしようということで取り組んでいる人々ということなので、居住者だけでなく、市内に住み、働き、学ぶ者、また、その活動を行う者という広い意味での市民、ゆるやかな形での市民の定義で話し合いは進んできたと思う。

○(委員長)他に意見ないか。

○(事務局)委員長、補足するが、策定委員会で案をつくる際に、住民投票の部分だけは、これは住民の権利ということになるので、この部分だけ市民という表現を使わずに住民という表現で区別するという使い分けをしていた。

○(委員)実は私もここに意見を書いたが、書きながら、ちょっとおかしいなと思いながら、今もう一回読み返したところである。要するに市民というのは、今、話に出たように、やはり市内に居住している人だけではなくて、働いている人、学ぶ者、いろんな活動をされている方を含めるべきだと思う。これ、自分の誤解だったら失礼するが、総務安全委員会でいろいろ権利を与え過ぎではないかと心配されている節があるように思うが、市民の権利として、住民投票だけが具体的というか、担保されたような権利である。そうすると、住民投票は和泉市内に住所を持つ住民だけで、広い意味での市民ではない。ここを誤解されている節がないのかなという気がする。そうでなければ、やはり広い意味の市民ということで、まちづくりはやるべきだと思うが、住民投票は全然違うと。これはもう住んでいる人だけというふうな議論をもっとはっきりさせたほうが誤解されないのかなという気はした。

○(委員長)はい、どうぞ。

○(委員)今、事務局もおっしゃってくれていたし、懇談会、策定委員会もそうだが、市民、まちづくりというのは、広義の意味で決めましょうよということからスタートしていったって、実際、行政を担当されている方は、そのときもかなり絞った狭義な意味でのいろんな提案をされていたが、自治基本条例は、最高規範等は別にして、一応もとになる形のものをつくろうということからスタートしているので、できるだけ広義な意味でという解釈で物事は進められていたと思う。

今、市民投票ではなく住民投票だとおっしゃったように、市民とまちづくりに関しては、かなり広義な意味での解釈、和泉市をよくするために市にかかわる人というふうな解釈もあり、それをつくっていったものであるが、行政を担当される方には、違

和感を覚える部分も多かったのではないかなという気はする。

私は、基本的には原案賛成のほうなので、特に意見は出させてもらっていないが、そういう解釈でつくらせてもらったという気持ちは持っている。

○(委員長) もともとこれを権利ととらえるか責務ととらえるかという議論であったよ  
うな気もしたが、学識委員、その辺どうか。

○(委員) おっしゃるとおりだと思う。市民の定義以上に、やはりその後に書かれる市  
民のどういう権利をここへ書き込んでいて、逆にどういう責務を負わせているのかと  
いうところで、この市民の定義というのが決まってくるのかなというふうに思う。

一番典型的なのが、第7条のところで「市民と市民又は市民と行政は、目的を共有  
し、それぞれの役割及び責任のもと、自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力して  
まちづくりを進めるものとします」と書いているので、在住している方だけではなく、  
やはり働いていらっしゃる方、学びにいらっしゃる方、そういう方々の力を合わせて、  
和泉市の自治を高める、あるいは、福祉を増進するために活動を重ね合わせていくと  
いうことのほうが、我々が考えている趣旨を反映しているように思う。

ただ、余りにも権利を広げ過ぎて問題のあるところは、先ほどの住民投票のよう  
にかなり限定して書いていると思うので、この市民というのはできるだけ大きくとっ  
ておいて、特に権利で問題になりそうなところは、別途それぞれで定義をし直すとい  
うか、範囲をしっかりと定めるといほうが、全体的なトーンとしてはいいのではない  
かというのが私の個人的な見解である。

○(委員長) 今の学識委員の意見で、何かほかに意見があれば。

○(委員) 意見を書かせていただいているが、確かに広義にとらえて、和泉市のまちづ  
くりを、和泉市で生活されている方も含めてすべてと…。公民協働とか産官学協働と  
呼びかけている中、意見も何も言うまでは、失礼に当たると思っている。

ただ、議員の責務の中でも市民というのは出てくるが、これは現実には和泉市の住民  
という形でとらえないと「市民の代表として」というような言葉とはおかしくなっ  
てくると思う。「市民」というのは市内に在住する者とし、「市民等」ということで、全  
体に協力していただく、協働していただくというふうな形のほうがいいと私は思っ  
ている。

○(委員長) 意見が分かれた。今の2人の委員に対する意見、その他の意見はないか。

はい、どうぞ。

○(委員)ここで「市民」という定義を持つと、例えば13条の「議員は、市民の代表として自己研さんに努めるとともに、常に市民の目線に立ち」という「市民」と齟齬が生じるということか。だからここで、学識委員がおっしゃったように、それぞれの市民を表現するときに、それぞれ定義が必要ということか。

○(委員)権利の強いところは「住民」というふうにかえるとか。

○(委員長)5分間休憩をとらせていただく。

(休 憩)

○(委員長)休憩前に引き続き、会議を始める。

市民のところ、今議論がいろいろと出ている。この件で意見等あれば、どうぞ。

○(委員)休憩しているときに雑談の中で話があったことだが、市民の定義が非常にややこしい。我々が思っている「市民」というのは、和泉市在住だけではなく、今の広義の定義でいいと思うのだが、議員の部分で引っかかるのであれば、第13条の「議員は、市民の代表として」というところは、「議員は、和泉市民の代表として」と、和泉市民としての選挙権のある方から選ばれたということなので、「和泉」を入れ、「常に市民の目線で」というところは市外の人も含めた広い意味での市民という意味で、「和泉」を抜くとか、頭に「和泉」を入れるか入れないかで市民の範囲を使い分けるという手法もあるのかなと話していた。

あと、この「市民」の議論ではなく別な話になって申しわけないが、前半ずっと話を聞いていて、これでまとまるのかなと、正直、不安である。前回の第1回目ときに、今回新たに入っていた委員の方々が、これだけ決まっているのに意見を出していいのだろうかとおっしゃっていたと思う。今日の前半でも我々市民委員は、これまでの案はこれでいいものだという姿勢で提案させていただいて、それに対して意見をおっしゃられたことに対し、我々はもともとこうでしたと説明する繰り返しになっている。このままでは変わらないというか、仮に案がまとまって議会に出したとき、また議員の方が同じように、個々の解釈のレベルが違ってとなったときに、我々は一々説明できないわけである。そしたら、また通らないということにつながっていかないか。まずは通したいという意見が前回出たと思うので、我々これまでつくらせてもらった委員も譲るところは譲るとするか、少し歩み寄りながら、積極的に変えるところ

は変えるというふうな議論に持っていけないと、懸案事項のまま残って、また次、また次と、このままいきそうで、不安な感じはする。

我々のもとの意味はこうでしたというのは、今説明する分にはいい機会だと思うが、ともすれば、最高規範から何から全部そうだが、言葉遊び的な議論になっている。学識委員が解説していただいたように、お互いに同じ部分では認識はしているが、言葉じりだけが引っかかるのだというところで議論がぐるぐる回って決着を見ていない気がする。根本的な取り組む姿勢を考えないと、いい意見がまとまらない気がする。

○(委員長) 後で学識委員に解説はいただくが、前も申し上げたが、この前の案を取りまとめるまで4、5回はかなり認識の違いをさらけ出すような会議だったと思う。そのことを踏まえると、新しいメンバーの方に入っていて、何も今、間違っただけをしているようには僕は思わない。もう一遍一からつくるという考えもあるので、やはり議論を重ねてということ。

ただ、市民委員もおっしゃっていたが、市民の中では譲れない部分があるというのは、それはまた非常に大きな議論になるかと思うが、お互いに会議を重ねて、それでほかの方に説明がつくという意味合いで、そこまで到達すれば、それはそれでいけるとは思う。今の市民の定義ということで、もう一度、学識委員のほうから整理していただきたい。

○(委員) どう整理したらいいかな。さっきと同じ話になってしまうかもしれないが、1つ、先ほど13条の話で、「議員は、市民の代表として自己研さんに努める」とか、「常に市民の目線に立ち」という、この「市民」というのは一体だれなのかというのが一番典型的な話だと思う。例えば具体的に言うと、今工事が始まっている和泉府中駅前の再開発事業があるが、その再開発事業で法的に意見が言えるのは、いわゆる地権者のみなのである。そこに例えば賃貸で入っていらっしゃる事業者の方々とか、あるいは居住者の方々というのは、法的には発言する権利がない。ところが、それはおかしいだろうということで、今、国土交通省などでも、地権者だけではなくて居住者、店舗を借りているテナントの方々のほうも、参加するチャンスをつくるというところを広げつつある。さらに、駅前の事業であるから、駅を利用されている在勤・在学の方々のことも考えながら事業の内容というのは決定していかないといけないと思う。

いろんな利用者、いろんな方々を念頭に置きながら議論をし、最終的な事業の内容

を決定していくということで、これはかなり広い意味での市民の目線で判断をしてい  
かないといけないし、最終的に議会で議論をされる時も、居住者だけではなく広義  
の市民の代表としての認識をもって意見されているはずである。そういう意味でい  
と13条の「市民を代表し」というのはすんなりいく。

ただ、手続上、選挙のほう、選ばれた代表ということでいえば、狭い意味での市民  
というような定義をしたほうがわかりやすいということで、これは感覚上の問題だと  
思う。

そういう意味では、住民投票のところ、あえて「住民」と言いかえているわけ  
あるから、和泉市に居住する市民という意味では「住民」と使って、広い意味での市  
民は、ここで言っている「市民」というような2段階構えで書くのが、一つ種分けの仕  
方かなと思う。

また、「等」を入れたり、たくさん定義をつくると、わけがわからないようになるの  
で、まず、「市民」と「住民」という2段階構えで用意をしておいて、さらに、その「住  
民」の範囲を狭めるときは、住民投票にあるように、その前に修飾の句をつけていく  
というような形で整理をしていけばいいのではないかと思う。余りここでごちゃごち  
ゃやっていると、だんだんわけがわからなくなってしまうのではないかと思う。

○(委員長) 市民委員のおっしゃっている「市民」と「和泉市民」というのと、学識委  
員のおっしゃっている「市民」と「住民」……。

○(委員) 一つ一つのは今の学識委員の解説で僕はいいと思うが、今言った進め方、  
委員長がおっしゃるように最初3、4回はこういうことがあっていいのだということ  
で、それはいいと思うが、それであれば、未消化のまま、次、次いくよりは、最終的  
には一案にまとめるとしても、今の段階では、さっき市民委員がおっしゃったように、  
この議論の中で、暫定的に2案つくって進めていくほうが、少しは前へ進んでいる感  
じがする。一案に絞らないといけないと迷ってしまうと、毎回1個ずつこなさないとい  
けないというふうに伝わってくるので、そこがしんどい。今後すんなり1つずつま  
とまれば、それでいいのだが。

○(委員長) 事務局としては、多分、いろいろ意見が出ている分をもう一度まとめて、  
こんな意見ですという最終調整をしていくと思う。今日の議論を踏まえて、決定はし  
ていないが、こういう方向性で意見があったという中で、もう一度議論する予定だと

思うので、その意味で後へ回してもいいということだと思う。どうしても調整がつかない部分は、おっしゃるとおりでも結構かと思うが。

○(委員)それだと、策定委員会のときもちょっと私、申しわけないなと思ったのが、我々好きなことを言わせてもらって、ほとんどまとめるのは事務局で、最終案を出してもらってということになって、それでいいのかと。前は研究部会の職員の方もたくさんおられたので、そこはこなしていただけたと思うが、今そういう方がいない中で、限られた事務局の方だけで今のことを整理して、皆さんの意見を酌むところになりましたというのを任せるのは、我々無責任ではないかという気がするが、いいのか。

○(委員長)以前もそういうふうに来てきたので.....。

○(委員)いや、だから以前は、研究部会の人もいて、やっていたではないか。

○(委員長)はい。

○(委員)今もその体制は変わらないのか。

○(委員長)研究部会はない。前は、全体の議論の中で研究部会に研究してもらって、既に条例化になっているので、それは余り大きな作業だとは思わないが。

○(委員)いや、それならここで2案でも出すのなら出したほうが.....。

○(委員長)先ほどの最高規範性についても、僕としては最高規範性にかわるような言葉を2つ3つ並べといて、また次回それをお話ししていただきたらと思っている。もしもそれでまとまらなかったら、その2つ3つ、ここはそういうふうにつくっておくと。それで意見交換の場の中で、また判断していくということでもいいと思っている。

○(委員)その辺は、だから、さっきの複数案がもし出たとしても.....。

○(委員長)ただ、最初から複数案と言っていたら、絶対ばらばらになるのでね。

○(委員)仮に複数案が出たとしても、それは認めて、議員さんとの意見交換のときに少し絞り込むなりして、最終的には1案にまとめるという提案か。

○(委員長)はい。条例なので、2つというわけにはいかない。

○(委員)いや、それはわかっている。ただ、途中段階でもそれを認めないとすると、すごく窮屈で、今の議論だと、まとまりにくいと思ったので。

○(委員長)皆思いは一緒である。今はまだ立場とか、今まで自治基本条例にかかわった度合いとかが出ているので、そういう違いは認めながら、何とかまとめられるようにしたいと思っている。

それで、今、市民の定義の中で、住んでいる方、学んでいる方、働いている方も含めて、現行の市民という格好でしながら、13条のほうでは市民というのは住民に置きかえるという意見が出ている。それで整合性がとれるかどうかは、全体を見ないとわからないが、その方向性でいくということ。それはちょっとという意見があれば、出してほしい。

○(委員) 今、「住民」と置きかえるという話になったか。

○(委員) いや、今それに置きかえるとちょっと。

○(委員) そこは置きかえるとは言ってないと思う。

○(委員) 定義のところでも未処理にするとか。

○(委員長) いや、住民の定義もわかるように。

○(委員) いや、定義で「住民」がないので、定義のところに「市民」と並列して「住民」をつけといたほうがわかりやすいと思った。

○(委員長) 住民投票では住民になっているが、それは定義に入れるということだな。

○(委員) そう、「住民」も。くどいようだが、それはあったほうが。用語の定義のところでは皆さん認識した上で読んでいただけたらと思う。あとは箇所箇所に応じて、ここは「住民」なのか「市民」なのかというのを再度チェックしたらいいと思う。

○(委員長) 今の意見に対して、意見ないか。

○(委員) 13条に限ってのことかもしれないが、議員は「市民の代表として」を取ったとしても、「議員は、日々自己研さんに努めるとともに、常に市民の目線に立ち」と、この「市民」は今言われている広義な意味合いということで、あえてその前段で「市民の代表として」という言葉を入れないといけないのかと感じた。

この基本条例で市民というのを広義にとらえた場合に、既存の条例、規則等で狭義にとらえている分に大分影響してくると思うが、その辺をどうするかによって、ここで分けるか分けないかの違いが出てくると思う。先ほどから、これは最高規範と言われているが、最高規範、あるいは、この条例を遵守して、となった場合に、今までの既存の条例等にどれだけ影響があるか…。だから、単純にこれだけでやるとなると、ちょっと難しい分け方になると思う。

○(委員) この12条、13条の議会、議員さんの条文については、議会事務局のほうで取りまとめていただいたと思う。ここで「市民」というのはかなり出てくるが、こ

の市民をどういふふうにとらえているかは、ここの議論と若干違う可能性があるのですが、その辺は単純に住民に置きかえていいのかどうか、もう一度検討しないとけないと思う。

あと、僕の意見は、「市民」はこのままでいいのではないかというふうに書いたが、いろいろ意見を伺って、ちょっと分け方も必要かなというふうに思っているが、やはり和泉市で事業を営んでいる方というの、かなり地域に密着していると思うので、その辺も除いてしまうわけにはいかないと思うので、今議論として進んでいる「市民」と「住民」とか、定義を分けて、もう一度全体当てはまるかどうか、きっちり最終的には見たらいいのではないかと思う。

○(委員長) 委員、何か、どうぞ。

○(委員) 今、おっしゃったとおりだと思う。

○(委員長) 今、委員が言ったとおり、ここの部分は議会のほうで見ていただいたのだが、その「市民」という考え方は、多分大きくとらえてないと思うので、整合性が合っていないということが出てきているが、今の到達点としては、「市民」というのはやはり広くとらえるべきという意見が多かったように思う。

ただ、そうすると、ほかとの整合性が合わないという中で、定義を分けたらどうかという意見が主になっているように思うが、ほかに、いや、それは違うというような意見はあるか。別にその辺はそれでいいということで受け取ってよいか。

表現は、「市民」と「住民」とか、「市民」と「和泉市民」、どちらかは今ここで決まなくてもいいと思う。

○(委員) 私は、先ほどからの議論を聞いている中で、市民は「市民」という形で、「市民等」で、市内に住んでいる方とか、働いている方とか、その他学ぶ方というふうには、「市民」と「市民等」に分けたら下も続くのではないか。例えば、「市民等」が全体というふうな考え方をするのであれば、「市民等」という言葉を使えばいいのではないか。

○(委員長) 「市民」と「市民等」、「市民」と「住民」、「市民」と「和泉市民」、分けるという意味でとらえたら、一緒のことであるな。

○(委員) 「市民」というものが実質的に使われている。「市民等」というのは使われていない。まちづくりの関係ではやはり「市民等」というふうな形で必要だということであれば、そのような形で分けるしかないかなと。

- (委員長)おっしゃっていただいている意味は一緒だと思う。ほかに、意見はあるか。
- (委員)さっき発言されたことで、そのとき私、事務局をしていたのだが、議会との調整の中で、議会でこの部分をたたいてほしいという形ででき上がったと思う。そのときに、市民という定義を全体の中では出したと思うが、かなり初期の段階だったから、市民の定義もこのままであったのか、変わっていたのか記憶にない。議会側に市民の定義はこういうことですよというのを必ず言って議論してもらったかというのは、不安材料が残っているので、その辺はよろしくお願ひしたい。
- (委員)多分言っていないと思う。
- (委員長)市民の定義は、今3通りに分けるというような話があったが、分けることについては、問題ないということでしょうか。
- (「はい」の声あり)
- (委員長)よいな。それでは、全体との整合性があるので事務局のほうでそういうふうに。
- (事務局)委員長、確認だが、2通りではなくて3通り。
- (委員長)3通り今あった。
- (事務局)3通りに分けるのか。
- (委員長)いやいや、その中でどれが一番いいだろうと。「市民」と「住民」に分けるほうがいいのか、「市民」と「和泉市民」に分けるほうがいいのか。今言った「市民」と「市民等」に分けるのか、全体を並べてもらわないと一個ずつはめていけないと思うので。
- (事務局)了解した。市民については広義の市民ということがまず1点、そうした場合に.....。
- (委員長)いやいや、「市民」と「住民」、「市民」と「和泉市民」、「市民」と「市民等」によって違って来る。ただ、全体の構成としてどれがいいのかという話で。
- (事務局)確認しておきたいのは、今ここで言っている市民という言葉については、広義の市民をあらわす文言を用いるということでしょうか。
- (委員長)それで今まできているのだが、最後の意見でちょっと違っているのだ。
- (事務局)そしたら、それは事務局が判断するということでしょうか。
- (委員)私の意見は修正で、「市民」と「市民等」に分けると書いてあるが、違和感が

あるかも、と明記している。この分け方については、私の意見としてはおろすことにする。どちらかという、先ほどの市民の委員の意見のほうを重視したほうが良いと思う。

○(委員) 要は、和泉市に住んでいる人と、和泉市で活動している人、そういう人、2つに分けるということだな。それを言葉としてどういうふうに当てはめるかということ。それが議論になっている。

○(事務局) 了解した。住んでいる人と住んでいる人以外をまとめた人に分けるということであるな。

○(委員) 言葉3つをどこへ当てはめるかということ。

○(事務局) 住んでいる人に限定して使う条文については、特定していただいたほうが良いと思う。この委員会で。

○(委員) それは条項ごとにチェックをしていったらいい話で、今それをやり始めるとまた混乱すると思う。典型的に、私、「市民等」にしたらかかしいなというのは、1点気がついたが、第16条のところの「私たち市民は」という話がある。これは、広い意味での「市民」と使っていると思う。ここを「私たち市民等は」と言われるとちょっと変だな。そういうところを事務局にチェックしてほしいということだと思う。

○(委員長) 事務局、それでよいか。

○(事務局) 了解した。

○(委員長) お願いする。ほかの委員、それでよいか。

(「はい」の声あり)

○(委員長) 続いて、第6条「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」。ここは1人、修正意見が出ている。気持ちとして意見を述べていただいたら。

○(委員) こども先ほどの私の所管する部局の意見として書いた。開発行政をイメージして書かせてもらった。開発行政の中で事業者が法に基づく事業を進めていくのだが、許可等を行う場合、市民の合意がなされなかったら、どうなるのかということが心配になってくる。

お互いの合意がなければ、まちづくりはできないと解釈するようになるのではないかとこの疑義が考えられるので、そこに書いてある「合意」ということを「合意形成」に変更していただいて、努力義務とされたい、という私の意見である。

○(委員長)他に意見ないか。これも随分議論になった箇所だと思う。行政委員とここはかなりあったように思うので、事務局、説明してもらえるか。

○(事務局)策定委員会の原案をパブリックコメントに出す前段階で、庁内の部長、課長に対して意見交換会をさせていただき、各課から意見を伺わせていただいたときにも、この合意に向けた話し合いと説明責任の原則について、どこまで行政として可能なのかというふうなところの議論をいただいた経過がある。

その経過を踏まえ、一定事務局としては、原案をさらに文言修正している。その結果が「合意に向けた話し合いと説明責任の原則」というタイトルである。

今回「形成」という言葉と「話し合いに努める」という言葉を入れるということで、意味合い的には、そう大きくは変わるものではないと考える。表現の問題かなというところである。庁内の意見交換会のときも出た話では、必ずしも賛成とか反対とかいったそういう極論での合意という意味ではなく、一定の方向づけに向けて話し合いを進めるという意味での合意に向けた話し合いですよ、という議論がなされたというふうになっているので、おっしゃっていただいている意見内容と、そうは違ってないと考えている。

○(委員長)この文言については、かなり議論があり、ここは事務局としては、今後説明責任を果たしていかなければいけない部分だと思う。策定委員会では学識委員のほうから説明していただいた。ちょっと学識委員の意見を聞きたいと思う。

○(委員)今の事務局の説明と同じであるが、合意に向けて十分話し合うということであるから、合意しなさいということまでは言ってないわけである。ただ、意識としては、常に最終的には合意をするのだということに向けて議論をしていくということである。最終的にだれかが責任を持って決めていかないといいないわけであるが、その結果をちゃんとみんなが理解できるように説明をしていきたいと思いますということである。だれに責任を持たせるかというのは、最終的に決定した人に説明責任があるし、あるいは、任せたほうもやはり責任を持って任せているはずであるから、お互いがちゃんと説明しなさいというのを第6条で言っているわけであるから、別に問題はないと思う。逆に今まではその確認を経ないまま、行政が責任を持って決めてしまって、逆に勝手に決められたというように文句が出てくる場合もあるので、とりあえずまずは議論してもらって、決められない、だから行政がやってくれとか、議会がやってく

れとかというような形での負託を再確認したほうが良いというような趣旨だと思う。

○(委員長)この文言、当初は何であったか。資料はあるか。一番最初は。

○(事務局)今日は、原案を持ってきていないが、「話合による合意」というふうに、ちょっと順番が逆転していて、「合意」のほうが後に来ていた。

○(委員長)ということは、必ず合意しなければいけない、というような文章ということだな。

○(事務局)そういうふうにも読み取れるということから、その辺の入れかえをしたというふうに思っている。

○(委員長)行政委員、合意に向けた努力はしてというか、努力を.....。

○(委員)それはよいが、この自治基本条例ができて、一般の人が見たときに、そう読み取れるのかどうか。そういう目線で作ってほしい。今議論しているような人は全部わかっていると思うが、普通の人を読んでわかるのだったら、それで結構である。私とすれば、意味がほとんど一緒だというのなら、形成という言葉を入れていただいたほうが良い。

○(委員長)ほかに意見はないか。

○(委員)先ほどの「市民」の話に戻るが、ここでも「市民と市民または市民と行政は」と出てくる。行政の委員の言われている開発業者、市内で事業を営むということになると市民なわけである。当然、権利もあれば義務も出てくるようになったときに、合意形成に向けということになっても、私ども市の職員も含め、どこまでやれるのかと不安になる。

その辺でなるべく全体が理解できるような文言が良い。具体的にどういう形が良いのか頭に浮かんでいないが、皆が理解しやすいような文言のほうが良いと私は思っている。

○(委員長)市民委員は前回の議論の中で、これは合意の上ということではないという理解をいただいているので、合意に向け努力していくということでの使い方だと思うが、それがこの文章でひとり歩きして、必ず合意しなければならないということ、かなり行政側としてはしんどいという話を今していただいていると思う。

○(委員)今まででも、担当部局は調整も含め大分努力していると私は思っている。そういう中で意見が決裂するとか、開発業者サイドとしても、営業もあるので、合意と

は言えなくても、とりあえず住民の方に説明をして、発車するということが多いのだが、そういう中で市に対して住民の方々からいろんな意見、批判をいただく。その辺をしっかりとできるものかどうかというのが問題である。この条文でそれができるといふことであれば、それは結構だと思う。

○(委員) 私も、もともとはそういうハードなまちづくり、事業者側の仕事をしてきた人間であるし、今もそれをやっているわけである。時間をかければ、私はそれできると思っているし、やってきている。

ただ、行政職員さんが気を回してやるのが、逆に混乱を招いてしまっているということも経験しているので、そういう意味では、もう一度そのプロセス自体も根本的に見直していく必要があるのではないかなと思う。ちょっとその内容、時間かかるので言わないが、典型的な話でいうと、この3月14日にオープンした阪急京都線の摂津市駅前の南千里丘地区のまちづくりというのを、もう数年間手伝ってきたが、白紙の状態から徹底的に議論をしてやってきた。最初はワークショップも開かせてもらえないという状況からスタートしたが、かなりの部分で意見の一致を見て、住民の方々も事業者の方々も協力的に今進めている。

そのほうがまちづくりとしては長持ちする。最初の1年、2年は無駄というような感じには見えるが、トータルで考えたら全然そのほうが得だと思うので、決して私は、この6条は無理なことを要求しているわけではないと思う。

お互い相当努力はしないとイケないし、頑張り、我慢も必要だと思うが、ここは非常にそういう意味では重要な部分ではないかなと思う。

○(委員長) あとは、この文言の受けとめ方を心配していると思う。私的にはこの文言で、学識委員の説明で十分わかるのだが、果たして一般にどうとらえられるかというのは、今日は欠席されているが、別の学識委員の専門分野だと思うので、こういう表現でいくとどうとらえ方を一般にされるかについて、一回尋ねてもらえないか。それで次の議論のときに入れてもらえるか。法的な解釈してもらおう。

○(委員) だれもが読んだらわかるような表現にしたいほしい……。

○(委員長) それは意見として、今日はそういうところでおいておく。

次は8条の「市民の権利」。修正意見が1名出ている。説明願う。

○(委員) 僕自身もなかなかこの条例が理解できていなくて、相当レベルの差を感じて

いる。何でつくるのか、目的は何かと、自分自身としては勝手に思っているが、そこから辺が前の議論のときに入っていないので、どのようにこれをとらえていったらいいかわからないのだが、議会のいろんな意見を踏まえて修正するということは、単なるトーンダウンになるのではないかという気がした。

そこで、議会で議論になっていないところで、本当に将来の和泉市をどうするのか云々という視点でもって考えた意見である。自治基本条例つくるわけであるが、自治とは何か、自治の目的は何かと単純に考えれば、やはり、豊かで幸せな生活を市民に提供していくというのが一番基本だと。そのことを根本に考えると、地方自治法に一般的に言われているような役務の提供を等しく受ける権利というのを入れていくべきではないのかと。

参加のためのルールの権利だけであつたら、18万市民のうちこの権利を行使する人というのは、本当はもっともっと住民に行使してもらわなければならないのだが、一部の人かなと。自治の基本に立ち返つたら、やはり市民のためにいろんなサービスを提供して、豊かな幸せをもたらすというのが一番基本ではないかなと思ひ、それを権利のところに入れさせてもらった。それを入れると、先ほどの定義の「市民」であるが、前文、目的からいつたら、「市民」は先ほどの議論で広義になるのは当然であるが、権利を拡充していけば、やはり「市民」を限定しなければならないのかなという形で、意見は書かせてもらった。

○(委員長)他にこちらの項で意見はないか。はい、どうぞ。

○(委員)今、行政の委員のおっしゃったことについて、もう一度、考え方を聞きたいのだが、条文では、市民の権利は一度しかうたわれていないが、これに、表現はともかく、公共サービスを受受できる権利とか、そういうものを入れるべきという考えか。

○(委員)そうである。3項目にね。

○(委員)ああ、3項目に。それから、9条の市民の責務についても受益と負担とか何かそういう.....。

○(委員)権利と責務の関係で9条のところを書いているが、市民の主権という形で市民が中心と言っているわけであるから、市民に一定責務も一緒に担ってもらわないといけなひ。権利の拡充と責務もプラスアルファしていく。自治基本条例は、究極的には市民に幸せな豊かな生活を提供するというためにつくと僕は思っている。

参加する手法とか、そのルールづくりだけで自治基本条例というのはいいのかどうか。そもそも論の議論がなしに、枝葉の議論に入っているので、何とも言えないが。

○(委員長)他の委員、意見いかがか。

○(委員)法律のことがよくわからないが、自治法に規定されていることをもう一度ここに書くというのはどうなのかよくわからない。

行政の委員の言っていることはよくわかるが、まちづくりに関しての権利をここでは書いている。市民の権利は権利なのだろうが。

○(委員長)まちづくりが公共の福祉の増進ということで、すべてにかかわるからということをおっしゃっていただいているのかなと。

○(委員)まちづくり条例だったらいいのだが、自治基本条例なので、やはり市民に幸せな生活を提供するために、そのエンジンとなるものをつくっていく。参加だけでいいのかなと思う。

○(委員長)そこはまた解説いただくが、行政的なサービスを提供していくという考えにとらわれていると思う。市民と市民、市民と行政という中で、一方的に与えるものでもないし、与えられるものでもない。みんなで作り上げていくものという視点で、学識委員、解説していただけたらと思う。

○(委員)何でつくっていくのか、目的はどうするのかという議論がないから、勝手な意見を言っている。ほかの市の条例を見ても、そんなことを謳っているところはないと思うが、我々はこのまちで市民に何を提供するのか、どうするのかという単純な発想である。

○(委員長)そこが違うから、ちょっと。

○(委員)市民側から言うと、今の行政の委員がおっしゃった部分は、行政マンとしておっしゃられたのはよくわかるが、市民側としては、与えられるのではなしに、市民が行政と協働して、市民が参加して物事を決めていくと。

当然そこで受益者負担も出てくるわけである。例えば健康保険料を幾らにすると。これを議論し、赤字だから立て直さなければならぬとなれば、保険料は上がるわけである。市民が参加して、その議論の中で決めたことになれば、当然市民も納得して支払いをする。しかし、議論の場がなかったら、行政が勝手に決めてこうこう言ってきた分については、その辺のところは理解できないということもあると思う。我々

は、市民としては、いろんなところでいろんな意見を述べて、そういう関心の中で物事を決めていくと。最終的にはやはり議会という形にはなるが。そういう過程を我々は大事にしたいということで、今回この条例について、市民、行政、市民と市民、市民と行政、そういうかかわりを大事にしていきたいということで、そっちへ重点を置いて条例案を提案させてもらった。

○(委員)それも必要である。そこが非常に大事であるが、今の行政マンとしての30何年の経験の中で、今言っている最低限幸せな生活をしてもらうためにいろんな提供をしようと思ったら、権利も与えながら、やはり責務も十分守ってもらうという形で、必要に応じてその負担をしてもらわなければならない。それはきちっと明記すべき。それがなかったら、まやかしになるのではないかと思う。

○(委員長)そこは後で整理してもらうが、今聞いていると、和泉市職員の和泉市自治基本条例という格好になっていると。何か視点が行政側だけの話になっている。整理していただく。学識委員、願います。

○(委員)これはもう文言で書いてあると思うが、第8条のポイントは「自治の担い手として」だと思う。だから、市民がどういう権利を有しているかではなく自治の担い手としてどういう権利を有しているかということを書いてあるので、自治を担っていくためには、その情報を知り、参加、参画をしないと自治は担えないわけで、そういうところを明快にしていくということである。役務の提供は、当然受ける権利はあるのだが、それは自治の担い手というよりも市民生活を送ってためであるので、自治の担い手と限定をしているという理解でいいのかなと思うのだが。

○(委員)おっしゃるとおりである。「自治の担い手として、まちづくりに関して」と、ここで限定している。それだったら、まちづくり条例とか市民参加条例でいいのだが、自治基本条例とするのだったら、やはり一番根本原則のそこら辺が必要であろう。

○(委員)いえ、自治基本条例というのは、自治を円滑に進めるための基本条例であるから、市民生活を云々という条例ではない。私たち一人一人が、立場の違いはどうかあれ、自治の担い手としてどういう根本原則で動いていくかということを決めているのが自治基本条例である。そういう意味でとらえていただくと、8条だけが限定しているのではなく、全体を通して、自治の担い手として、どういう形でみんなが共通認識の上で動いていくかということの根本条例だと思う。

- (委員)それだったら、学識委員が前文を後で議論したらいいとおっしゃったが、何のためにつくっていくのか、本当の自治基本条例にするのだったら、自治の担い手だけではなく、そういうふうなことをお願いしていくということをもっと前文や目的の中で触れていってもいいという気がする。
- (委員)前文ではなく目的である。第1条の目的で謳っている。「この条例は、市民が自治の担い手であることを確認し、自治に関する基本事項を明らかにするとともに、市民及び市民相互の協働並びに市民と行政との協働により、持続的に発展可能な地域社会を実現することを目的とします」ということである。
- (委員)今回一からもう一回議論し直すということではなかったのではないかと。前のとおり決まっているのだったら、我々新人で入っても仕方ない。
- (委員)いえいえ、その議論は前文ではなくて1条の議論である。だから、その話であれば1条でそういう議論をすべきではないかという話である。
- (委員)おっしゃるとおりである。
- (委員)その1条は、今のところ何も議論がないということは、これは全員の合意のもとで、今、第8条にしているのではないかと思うが。先ほど行政の委員がおっしゃったように、第1条が共通認識できていないのであれば、もう一遍第1条に戻らないといけない。前文まで戻ってしまうと、またわけがわからなくなってしまうので、戻るなら1条だと思う。
- (委員)おっしゃるとおりである。この1条のところで僕自身の意見を書いておけばよかったのだが、全体の中で、できるだけ簡素化しようと思い、一番ポイントの部分だけ書かせてはもらったが、それだったら、枝葉ではなしに、これは何のためにつくるのかということをもみんなで共通認識して、そこから議論をしなければ、何のためにつくるのか、どうしようと思っているのか僕自身も勉強不足でそこら辺がわからない。
- (委員長)行政の委員の言っていることもわかるが、立場がずれているような気がする。今日議論はおいとく。委員が聞くのではなく、ここはこうですよ自分の意見をどんどん出していただければいい。学識委員、今、補足説明はないか。
- (委員)ない。
- (委員長)いろんな意見が出たが、一応、6条までは、決定はしていないが、方向性は出たと思う。事務局、それでよいか。

○(事務局) はい。6条までは一通り話をさせていただいたので、まとめられるところはまとめて資料としてお渡しさせていただく。7条以下については、本日は議論できていないので、提出していただいている資料-3に沿って次回議論を進めていただきたいと思います。いかが。

○(委員長) 6条までは方向性が出たので、それを事務局でまとめてもらうということでしょうか。決定はしていないが、まとめて今後の方向ということでしょうか。今後報告するというのでさせていただく。事務局、今後の進め方について説明願う。

○(事務局) 今後の進め方について説明させていただく。本日は第6条まで議論していただいたので、次回、第3回会議は、第7条から議論をお願いします。開催日は4月19日の午後7時から9時まで、コミュニティセンター1階中集会室で開催させていただくので、よろしくお願いします。少し早いですが、第4回の開催日時を決めさせていただいているので、報告する。第4回会議は、5月13日、午後7時から午後9時まで、同じくコミュニティセンター1階中集会室にて開催させていただくので、よろしくお願いします。できればこの残り2回で一通りの議論を終えたいと思うので、協力よろしくお願いします。

意見については、今回すべての項目について出していただいているので、次回会議は、資料-3に沿って進めさせていただき、追加の意見はその場でちょうだいということでしょうか。

○(委員長) よいか。

(「はい」の声あり)

○(事務局) 以上で進め方のほうは終わらせていただく。

○(委員長) これにて第2回会議を終了する。どうもありがとうございました。

以上